

PwC Tax Insight (No.16/2017)

タックスインボイスと領収書の電子化

Issue 27 July 2017

pwc

.....
タックスインボイスおよび領収書の
電子化が推進されていきます。
.....

タイ政府は、国家電子決済マスタープランに基づき、個人および法人における現金決済を電子決済へシフトさせようと試みています。タイ政府は、電子決済によりタイ国内の支払決済インフラがより効率的になると考えており、その国家電子決済プランのプロジェクトの一つが「電子タックスシステム」です。

タイ政府は、電子プラットフォームの利用により、個人や法人が税務申告書の提出、税金の納付および税務関係文書の作成が可能になる計画をしています。電子タックスインボイスと電子領収書はこの電子タックスシステムプランの一部です。このシステムを利用すると、文書の作成と発送に必要な時間を削減できることに加え、紙の使用量の削減や文書の保管費の削減にもつながります。こういった政府の動きを受け、歳入局は、「電子タックスインボイスと電子領収書の作成、送付、保管に関する規則B.E. 2560(2017年)」を2017年6月19日に発行しました。

電子タックスインボイスや電子領収書は新しい概念ではありません。2012年にも、歳入局は電子タックスインボイスおよび電子領収書に関する規則B.E.2555(2012年)を発行しました。この2012年の歳入局の規則では、払込資本金が1,000万バーツ以上のVAT登録事業法人である非公開会社および公開会社のみが電子タックスインボイスや電子領収書を発行することができるとされていましたが、このB.E.2555(2012年)版は、新たな歳入局規則B.E. 2560 (2017年)に置き換えられました。

現在は、VAT登録事業者は、電子タックスインボイスと電子領収書を作成し、顧客や歳入局にいくつかの方法で送付することができます。VAT登録事業者は2017年の歳入局規則に定められた規則、手続きおよび条件に従う必要があります。その際、事業の規模や、情報通信技術への対応能力および準備状況が要検討事項となります。

電子システムには、前述の電子タックスインボイスおよび電子領収書システムと、E-mailによる電子タックスインボイスの2種類があります。E-mailによる電子タックスインボイスは正確には電子タックスインボイスそのものではなく、E-mailで歳入局に送付されるタイムスタンプ付きのタックスインボイスの電子コピーとの位置づけになります。このオプションは、VAT登録事業者にとって電子システムを身近にし、将来電子タックスインボイスや電子領収書に完全に移行するための準備を手助けするためのものです。

E-mailによる電子タックスインボイスの利用が認められるのは、年間所得が3,000万バーツ以下のVAT登録事業者である個人または法人になります。詳細は、歳入局規則「E-mailによる電子タックスインボイスの作成、送付および保管B.E.2560(2017年)」に記載されています。

以下は、電子タックスインボイスおよび電子領収書を利用するための個人や法人の条件および義務の概要です。

● 電子タックスインボイスと電子領収書が使用可能となる個人および法人の条件

- 1) 歳入法典77/1(6)に定められたVAT登録事業者または歳入法典105(1)に定められた領収書を発行する個人であること。
- 2) 歳入局により承認された電子サイン認可証を有していること。
- 3) 有効な内部統制を有しており、作成された電子タックスインボイスと電子領収書が正確で信頼できるものであることを証明できること。
- 4) 歳入局規則B.E. 2560(2017年)におけるEメールによるタイムスタンプ付き電子タックスインボイスの承認を受けたVAT登録事業者ではないこと。

● 電子タックスインボイスおよび電子領収書の作成

VAT登録事業者は、電子署名付きの電子形式でタックスインボイスと領収書を作成しなくてはなりません。電子タックスインボイスと電子領収書の記載項目は関連法規に準拠している必要があります。電子タックスインボイスにはタックスインボイスのサマリー、デビットノート、クレジットノートが含まれます。

● 電子タックスインボイスおよび電子領収書の送付

電子タックスインボイスと電子領収書を作成したVAT登録者はこれらを顧客や歳入局に送付しなくてはなりません。

- 1) 電子タックスインボイスおよび電子領収書の顧客への送付は電子商取引法B.E.2544(2001年)の15項から24項に従う必要があります。
- 2) 電子タックスインボイスおよび電子領収書の歳入局への送付は、電子商取引のための情報通信技術の基準に関するETDA勧告に従う必要があります。歳入局は、VAT登録事業者からのXML形式の電子タックスインボイスのみ受け入れます。電子タックスインボイスと電子領収書を送付する4つの方法については以下の表の通りになります。

方法	納税者タイプ	送付期限
1) ホスト間取引	LTO(Large Business Tax Administration Office)管轄の大企業	翌月の15日までに送付。
2) サービスプロバイダー	電子タックスインボイスの歳入局への送付代行者を指定したVAT登録事業者	
3) ファイルのアップロード	最小限のデータで、かつ電子タックスインボイスや電子領収書を発行するためのソフトウェアを有する中規模企業。	
4) ウェブポータル	電子タックスインボイスおよび電子領収書を発行するためのソフトウェアを持たない小規模企業	ポータルサイトから自動的に送付。

● 電子タックスインボイスと電子領収書の保管

電子タックスインボイスと電子領収書の発行者および受領者は2017年度の歳入局規則に記載されている電子形式で保管することが求められています。

[対応準備]

電子タックスインボイスおよび電子領収書の登録事業者となるためには、個人および法人は以下を実施する必要があります。

- 関連する法律や規則を理解する。
- 電子タックスインボイスと電子領収書の作成から送付までの手続きを理解する。
- ビジネスプロセスを理解し、各法人に適した作成方法と送付方法を選択する。
- コンピュータのハードウェアおよび、会計ソフトウェアを含めたソフトウェアを更新し、関連する法律を遵守できるようにする。
- 歳入局の承認を受けた認証局より許可証を取得する。

電子タックスインボイスおよび電子領収書のシステムは強制適用ではなく、VAT登録事業者は選択することができます。法律の施行後は、まず大企業が適用を開始し、その後、中規模企業、小規模企業へと適用が広がると想定されます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Prapasiri Kositthanakorn
Kulprapha Wannabutr

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@th.pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@th.pwc.com

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@th.pwc.com

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@th.pwc.com

山本 真弓(0 2844 1380/Mobile:09 8481 0385) mayumi.yamamoto@th.pwc.com

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@th.pwc.com

* このレポートは、タイ国における法令等の改正動向等を弊事務所のお客様向けにお知らせするため発行されたものであり、一般情報の提供を主たる目的としていますので、貴社の個別ケースに対する専門的アドバイスとして、ご利用頂けない場合がございますのであらかじめご了承下さい。また、このレポートの全部又は一部を、弊事務所の許可なく転用することはご遠慮頂くようお願い申し上げます。ご不明の点につきましては、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。